



◆二十七番（福田妙美 議員） 質問通告に基づき、順次質問をさせていただきます。

まず初めに、インクルーシブ教育について伺ってまいります。

七月二十六日、津久井やまゆり園で大変悲しい事件が発生しました。亡くなられた方にお悔やみを申し上げるとともに、被害に遭われた方にお見舞いを申し上げます。

障害者差別法が施行された本年、障害者を差別、侮蔑するゆがんだ思想が起こした今回の事件は大きな波紋を起こしました。そんな差別感をはね返すかのように、パラリンピックで多くの日本人選手が世界の舞台で活躍をしています。ハンディを乗り越え、世界の舞台で戦う姿から多くのことを学びます。

平成二十五年の障害者差別解消法の成立を皮切りに、障害のある子どもも、ない子どもも、それぞれのニーズがあり、全ての子どもたちのための学校の改革であるインクルーシブ教育の実現に動き出しました。

先日、会派で大阪市のインクルーシブ教育推進室に視察に行っていました。多様な児童生徒を学校区で受け入れる体制を整備するために築き上げてきた特別支援教育部門を集約し、平成二十七年にインクルーシブ教育推進室として再スタートしました。教職員対象相談部門では、特別支援教育に関する研修、講座は七十を超え、さまざまな支援に対応、そして、出前講座の充実で受講環境も整えています。さらに、看護師配置事業で医療的ニーズのある児童生徒の支援で保護者への負担軽減とともに、児童の自立を促しています。長い歴史の中で築かれたインクルーシブ教育の支援体制を拝見させていただきました。

本年四月から全区立小学校に特別支援教室が整備され、特別支援教育が特別な場で、特別な方法で、特別な人が行うことなく、全ての教員が取り組むテーマとなったことを意味します。区は、今回の整備に合わせ、支援員の増員などで教育現場の支援体制を厚くはしましたが、専門スタッフから対応方法は学べますが、体系的な学び、他校との交流による学びがなければ深めることができません。インクルーシブ教育の実現に向け、教育委員会の使命は、教員の技能向上の研修と考えます。

近年、十年未満の若手教員の占める割合が高くなっていることを考え、若手教員にはもちろんですが、ベテランの教員の方も学ぶことで、経験と指導技術の連携の方法の一層の磨きとなります。保護者の方からも、教員の一層の特別支援教育の学びと理解の促進をお願いしたいとの声が届いています。教員の理解促進が現場での安心となり、児童の安心にもつながってまいります。

世田谷区では、平成三十三年開設を目標に、教員支援の充実を掲げた新教育センターの準備を進めていますが、現場はインクルーシブ教育へと始動しています。新たな教育改革であるインクルーシブ教育への実現に向けて、区全体の特別支援教育の理解の促進につながる教員への研修支援を確実に進めることと、また、センター完成を待たずに、確実にそのことも進めていくことと考えますが、区の見解をお聞かせください。

続きまして、避難行動要支援者に対する支援について伺ってまいります。

ここ近年の自然災害は、私たちの想像をはるかに超えています。このたびの熊本地震、



岩手県、北海道を襲った台風では、多くの災害弱者と言われる要支援者の被害が目立ちました。国は、東日本大震災を受け、災害対策基本法を改正し、市町村に避難行動要支援者名簿の作成を義務づけるとともに、避難行動要支援者の避難行動支援に関する取り組み方針に個別計画の策定が位置づけられています。一連の災害から、災害時の避難に事前準備と連携の重要性が浮き彫りとなり、避難行動要支援者への個別計画の策定が大変重要であることが明白となりました。

今年の第一回定例会で、避難行動要支援者の個別計画の作成の重要性を訴えてまいりました。区と協定を結んでいる町会は五割弱、協定を結んでも具体的な支援に苦慮する現状です。要支援者を災害から守る具体策として個別計画の作成の支援を進めていくことであります。

また、近年の災害で避難情報などが行き届かなかったことで救われる命が失われたこともあります。区は、災害時の情報提供のツールは整備はしていますが、この情報が行き届いていない、または個人の特性に合わせた情報の取得の仕方がわかりにくいという現実があります。要支援者の方々のお体の状態に合わせた情報受信ができるように支援をすべきと考えます。

昨年、喜多見中学校において狛江市と合同避難訓練が開催され、参加いたしました。訓練には、地域に住む車椅子に乗る障害者の方も含め、多くの世代の方が参加をされてきました。避難所となる体育館やトイレの移動に多くの段差があり、車椅子での自力避難の困難さが明白となりました。総合支所長、担当課長にも現場での移動困難な様子を確認いただき、改善をお願いいたしました。車椅子など移動が可能な要支援者でひとり暮らしの方は、災害時に他人の協力を得ることの難しさを視野に入れ、自力で避難を考えていました。要支援者の方といっても、お体の状態はさまざまです。要支援者の方も安心して避難してこられる体制の構築と地域とのつながりをつけられる場の創出こそ区の大きな役割と考えます。

ここで三点質問いたします。

区は、避難行動要支援者を災害から守るために事前の計画と連携を進める個別計画の作成をどう進めていくのでしょうか。区の見解をお聞かせください。

二点目に、要支援者が災害情報を適切なタイミングで得られることも大変重要です。区の情報提供手段がユニバーサルに配慮した提供と情報取得への道筋も提供できる配慮が必要です。区の見解をお聞かせください。

三点目に、避難行動要支援者への具体的な避難支援を進めていくべきです。区の見解をお聞かせください。

最後に、都市農業について伺います。

都市農地の重要性が三・一一以降に見直されました。東日本大震災の経験後、野菜の生産、いざというときには避難場所となる都市農地の存在意義が改めて認識されています。しかし、都市農地は近年減少傾向にあり、区内農地も年々減少し、歯どめがきかない現状



です。

現在、区内農業従事者の年齢構成は六十歳以上の割合が約六割に達し、高齢化と担い手不足は一層深刻となっています。農地は一日にしてならず、一度生産をやめれば、その土地を生産地に戻すことは不可能です。そんなお話を区内の畑で作業する青年農業者からお聞きし、残したくても相続を契機に農地の売却、転用に加速度が増す現状を目の当たりにしました。

平成二十七年四月に制定された都市農業振興基本法をもとに、都市農業振興基本計画が本年五月に閣議決定され、都市農地は宅地化すべきものから都市にあるべきものへと明確にされました。

区は、農業への意欲と存続につながる制度として、認定農業者、認証農業者を指定し、手厚く支援する制度を設けています。認定農業者、認証農業者は、若手農業者にとっても日々努力をする先の一つの目標ともなり、農業支援の一躍をなしています。しかし、認定農業者・認証農業者制度の適用条件が生産緑地に限定されているため、現在の区内の農業活動の現状と合致していません。区内農地の減少を食いとめ、さらなる農業振興につながる制度変革が必要と考えます。区の見解をお聞かせください。

また、最近、区内の農地で農作物を食べ荒らす害獣による被害が近年増加しています。都の報告では、アライグマ、ハクビシンの捕獲頭数が平成十八年に急激に増加し、多少の増減はあるものの、年々増加傾向であります。ハクビシンによる近年の都内農業被害額は、約五百万から七百万円と額が大きくなっています。大変苦労しながら、区内で農地を維持し、丹精込めてつくったトウモロコシ、ブドウなどが害獣により多大な被害を受けている農家の方が多くいらっしゃいます。ハクビシン、アライグマの捕獲を試みますが、捕獲後の処理費用が高額となり、農家の方の負担がのしかかっています。

ハクビシンの増加傾向を見るに、今後の対策は喫緊の課題です。農業振興に帰する手だてが必要です。区内農地の存続、安定した経営のために、害獣被害に対して区としての支援体制が必要と考えますが、区の見解をお聞かせください。

以上で壇上からの質問を終わります。(拍手)

インクルーシブ教育の推進

◎工藤 教育政策部長 インクルーシブ教育に対する教員支援体制の早急な構築についてという御質問に御答弁します。

インクルーシブ教育システムに関する教員への支援といたしましては、管理職や特別支援教育コーディネーター、特別支援学級の担当教員などへの研修を実施しております。ここでは、今年度から施行の障害者差別解消法や具体的な子どもへの支援のあり方などについて学んでおります。参加した教員は、自校において研修内容を他の教員に伝達し、特別な支援が必要な子どもの特性や指導方法などについて共有するようしております。

また、世田谷九年教育を研究開発校としまして、昨年度から桜丘中学校、桜丘小学校、



笹原小学校のさくらの学び舎においてユニバーサルデザインの発想を視野に入れた通常の学級での学習指導をテーマに研究を進めております。この成果は十一月の発表会で報告をしまして、区内の各学校において活用できる機会としまして、全ての子どもが学びやすい環境をつくることのできるよう進めております。

障害や特別支援教育に関する教職員の知識などを強化していくためには、教員養成や免許制度などの課題もございますが、教育委員会といたしましては、新教育センターの機能の中で、教員に対するさまざまな研修、支援機能や教育に関する交流、情報発信機能などを検討しまして、放課後などを含め、教員が新しい教育課題を学んだり、相談したりできるような体制づくりを目指してまいりたいと考えております。

以上です。

避難行動要支援者への支援の強化

◎金澤 保健福祉部長 私からは、避難行動要支援者に対する支援について二点御答弁いたします。

まず、個別支援計画の作成をどう進めていくかという御質問です。

避難行動要支援者の個別計画は、緊急連絡先や服薬状況、福祉サービス提供事業者、主治医の情報など、災害時に安否確認や避難支援を行う際に有効な情報を記載したものであり、現在、検討を進めている避難行動要支援者避難支援プランの改定においても、個別計画の拡充は重要な課題となっております。

区では、町会・自治会との災害時要援護者支援事業の中で個別支援カードという名称でホームページ等でお示しし、町会・自治会を中心に作成していただく取り組みを進めてまいりましたが、作成状況は二十六の町会・自治会にとどまっております。作成が進まない要因といたしましては、町会・自治会の皆様からは、避難行動要支援者の状況や事情を把握しなければならないので負担が大きいことや、地域では、既に緊急時に備えて同様の内容を記載した命のバトンなどの取り組みが行われている等の御意見も伺っております。

今後は、このような地域での取り組みにも配慮しつつ、個別支援カードのほか、ケアプランやお薬手帳など避難行動要支援者が避難時や継続して福祉サービスを受ける際に必要な情報を一元的に備えておくことができる方策について検討してまいります。

次に、避難行動要支援者へのユニバーサルに配慮した情報提供についてです。

避難行動要支援者には、視覚や聴覚等に障害のある方も含まれておりますので、避難等に必要な情報をお伝えする際には、その方の障害特性や状態に配慮し、情報が的確に伝わるようにすることが重要になってまいります。

区では、防災行政無線などの音声による伝達のほか、災害・防犯情報メール配信サービスなどの文字情報による伝達など多様な伝達方法の確保に努めております。また、これらの入手方法は災害時区民行動マニュアルや「いざという時のために」などの行動マニュアルにも記載しておりますが、避難行動要支援者の方々に十分に周知されていないという課



題もでございます。

今後、区といたしましては、避難行動要支援者の方々に避難情報の入手方法を丁寧にお示しし、日ごろから御自分に合った情報の入手方法を把握していただけるよう周知してまいります。

なお、風水害時には、避難準備情報や避難勧告等が発令された場合に、どのような避難行動が必要となるかという点につきましても、あわせて周知してまいります。

以上でございます。

◎寺林 砧総合支所長 避難行動要支援者への具体的な避難支援について御答弁いたします。

大震災などの発生時には、障害をお持ちの方など避難所にさまざまな方が避難してこられ、避難行動要支援者を想定した対応が必要であると認識しております。

御質問にございましたように、昨年度実施いたしました世田谷区・狛江市合同防災避難訓練では、区立喜多見中学校で避難所運営訓練をあわせて行い、参加していただいた車椅子利用の方々にだれでもトイレなどユニバーサルデザイン対応の設備を確認していただくとともに、備えつけの組み立て式スロープを設置し、段差がある体育館に入りました。その後、砧総合支所では、少人数でも簡易に設置できるアルミ製ポータブルスロープを複数購入し、避難行動要支援者が避難所運営訓練などに参加しやすい環境を順次整えているところでございます。

今後、視覚障害をお持ちの方、聴覚障害をお持ちの方々などの訓練参加につきましても、より参加しやすい環境整備に向け、避難所運営委員会とともに検討を進めてまいります。

以上でございます。

区内農家の害獣対策への支援

◎花房 産業政策部長 私からは、二点について御答弁申し上げます。

まず、都市農業の補助制度の拡充についてでございます。

区では、区内農業の営農を支援するため、認定農業者・認証農業者制度支援を初めとして、各種の補助制度がございまして、補助金額の算定に当たりましては、お話のとおり、生産緑地面積を基準としております。これは生産緑地においては建築行為などが制限され、営農が義務づけられているのに対しまして、生産緑地に指定されていない農地につきましては、ほかの用途への転用が容易であるため、対象外としているものでございます。しかしながら、区内には補助対象とはならない生産緑地の規模要件を下回る農地や所有者の意思に反して規模要件を下回ることになった農地におきましても、営農が継続されているケースも多数あるものと認識してございます。

御質問にもございました本年策定されました都市農業振興基本計画におきましては、都市農地の位置づけを宅地化すべきものから、あるべきものと大きく転換し、都市農地を初



め計画的に保全することとされました。区といたしましては、国の動向や区内の生産緑地に指定されていない農地における営農状況などを踏まえまして、今後の営農支援策の拡充について検討してまいります。

次に、獣害対策についてでございます。

ハクビシン、アライグマ等の害獣による農作物への被害でございますが、以前は散見される程度の件数で推移しておりましたが、ここ数年はふえてきているものと認識しております。実際、被害に遭った件数は、平成二十六年度が七件、二十七年度が十件ございまして、被害に遭った農作物は、ブドウ、トウモロコシ、大根などとなっております。

獣害への対策については、現状、農家の自己責任、自己負担で行っていただいているところでございますが、お話のように、罠の購入や回収の費用が高額であるため、被害に遭われた農家からは、区のほうへ支援の要望も寄せられてきてございます。区といたしましては、区内においても害獣による被害がふえてきていることから、獣害対策を含め、広く農業技術を有する東京都や獣害の実態を把握している区内農業協同組合などと連携の上、実効性のある対応策を検討してまいります。

以上でございます。

インクルーシブ教育について

◆二十七番（福田妙美 議員） インクルーシブ教育についての再度、質問させていただきます。

あえて、今回、教員の研修ということで質問してまいりましたが、なぜこのところに焦点を当てたかといいますと、私がこのインクルーシブ教育を先駆的に推進をしている大阪市、そして、以前質問で取り上げました日野市、ここ二つ、視察をしまして、教育環境というか教育委員会の制度もさまざま違う自治体でもありますけれども、しかし、その中でも、やはり教員の全体的なスキルアップという、そういったところに力を入れていくことの大切さを学ばせていただきましたので、本当にその点に関しまして、今回のさくらの学び舎を通して、区全体としてどのようにインクルーシブ教育の底上げをしていくのかということを確認させてください。

◎工藤 教育政策部長 インクルーシブ教育につきまして、力を入れて取り組みという再質問についてお答えをいたします。

さくらの学び舎で実施されました指導のノウハウなどを実践的な内容を生かしまして、今後も教員にとって有益な研修となるよう、特別支援教育に関するさまざまな研修内容を充実させてまいりたいと考えております。また、発表会に参加できなかった教員もおりますので、情報提供などを通じて発表内容の資料などを校長会、研修会で広める取り組みも進めてまいります。

以上です。